時事新報

施政の方針

臨時内閣總理大臣代理井上伯が施政の方針として昨日衆議院に於て朗讀したる趣意書の筆記は頗る長文なれども其要點は軍艦製造、條約改正、地價修正、河川堤防修繕の四項に過ぎざるが如し左に之を概略せんに

第一　軍艦製造に就ては世界の大勢より論及して日本の國防は海軍の擴張を急にす可しと云へり全體の國防上に海陸軍何れを急にす可きやは重要の問題にして急と云へば海陸共に急にして其間に輕重なきを信ずるものなれども軍艦の製造に至りては素より贊成する所なり例へば彼の伊太利の如き歐州强國の一に位すれども實際の國力に於ては英佛等の諸國と匹敵す可きに非ず然れども近來大に海軍の擴張を謀り堅牢無比の軍艦を備ふるの一事は諸國の重きを置く所以なりと云ふ我國の如きも今の列國競爭の間に立たんとするには固より軍艦の備を欠く可らず故に其製造の一事は我輩の大に贊成する所なり

第二　條約改正は多年の希望にして其成功を期するは勿論なれども其事たる重大にして愼重を要し又國民の意向を一にするの必要あり而して條約改正とは國として有す可き權利を全ふするに在り云々との一言は淡泊無味にして儀式一偏の詞に聞ゆれども外交の事は虛々實々にして其駈引は言辭の中に顯はすを得ざるのみならず今の當局者には年來外交に熟練の政客もあれば實際に於ては自から人の意表に出づるの妙略もあるふとならん我輩は其言に重きを置かず其人の技倆に望を屬するものなり

第三　世論の喧しき地價修正は不公平の甚だしきものに限り實行す可しとの明言に至りては我輩の大に驚く所なり抑も其甚だしきものとは何を標準として定む可きや本來地價云々の不平は人民銘々の利害に關する談にして他人の容易に窺ひ知る可きものに非ず然るに今公共の眼を以て甚だしきものと認め之を低減するも銘々の利害に於ては更に甚だしきものあるや疑ふ可らず故に一たび低減を斷行するときは更に又甚だしきものを生じて低減又低減際限ある可らず述も實際に行ひ難きふとなれば低減の一事は詰り全國に不平の種を蒔て後日の患を還すに過ぎざるのみ又低減を行ふて收入を減ずるも他の稅源に於て增す可きものあるが故に國庫の經濟には損する所なしと云へども苟も國庫の收入を減ずるふとなく又事情に從ひ漸く增すふともあらんとの覺悟ならば必ずしも辛苦して他に稅源を求るに及ばず當局者は既に地價の不公平にして修正の必要なるを認めたり其事果して必要にして果して實際に行はる可きものならば其不公平にして最も低きものを引上げて可なり是れぞ至當の經濟法なる可きに事なしに出でずして唯一方の高きものゝみを減じて其償をば新に他に求めんとす、之を評して事を好むものと云はざるを得ず凡そ稅源を求るに國の古俗習慣に依るの大切なるは當局者の飽くまでも知る所ならん左れば今の地租にして維新以來增したるの實もあらんには之を減ずるも敢て差支なけれども德川政府の時に比すれば其輕重同日の談に非ざるに尙ほ其上にも負擔を輕ふせんとするは毫も理由の見る可きものなくして畢竟現政府の政權鞏固ならずして世論の囂々に堪へざるの徵候と認むるの外なし我輩の飽くまでも服せざる所なり

第四　河身改良堤防修築に費用を要するは勿論にして從來の方法は只僅に其舊を保つに過ぎざるのみか或は年を逐ふて破壞に赴くの實もなきに非ざれば其改良修築は最も急にせざる可らざるふと勿論なり詳細の計畫に至りては何れ主務者の說明あるふとならんも雖も我輩の希望する所は從來の如く地方に由り其方法を異にし一方の利は一方の害と爲りて却て破壞を促す等の患なく其計畫を一定し日本國の河川堤防の工事として其功を全ふするの一事のみ

其他國民の情神、國力の發達云々に至りては何れも儀式一偏の立言にして我輩に於ても別に評論を費すの要なければ省略に付するものなり

雜報

○田畑地價特別修正法律案（昨一日政府提出）

第一條　田畑地價金一億四千萬圓以上一億五千萬圓以下の範圍に於て現在地價の偏重なるものを特に修正低減す

第二條　偏重なる地價修正の標準左の如し

一　收穫は土地の品位に依り各地方の比準に應じ之を低減す

二　石代は明治二十年より同二十四年に至る五箇年平均の米價に依り各地方同一の步合を以て之を低減す

三　利子は六朱とす

第三條　各市町村の修正地價格は地租改正の時に用ひたる一區域毎に區別し大藏大臣之を定め其市町村毎筆の修正地價格は地主會議の議決する所に據り之を定む

地主會議の組織權限は勅令を以て之を定む

第四條　地價修正に係る市町村の費用は地價を修正したる土地の地主の負擔とす

第五條　此法律に據り地價を修正したる土地は明治二十七年分より其修正地價に依り地租を徵收す但市町村の地價修正を了らざる間は仍ほ從來の地價に依り地租を徵收す

第六條　此法律の施行に關しては明治二十三年法律第百五號新聞法第一條及同年法律第百六號を適用せず

○露清間の電信條約

とは露領西比利と支那の境に於て兩國の電線を連絡し兩國間は勿論世界各國との間に其線路を通じて電報を往復するを得せしむる約束なり兼てより商議中なりとの說なりしが彌よ去る八月二十五日を以て調印濟となれり該條約に據れば兩國の陸地線を國境三箇所即ちノヴォキプスク（清名ウェンチユエン）、ブラゴウイスチエンスク（同フランポー）及キャクタに於て接續し支那內地各驛よりの電報料は露國を除くの外他の歐洲諸國までの一語に付き二弗歐洲露西亞までの同一弗十二仙亞細亞露西亞までの同八十八仙

○今後若し他の諸線路にて賃錢を減ずるふとあれば本線も亦減額するふとあるべく其外何時にても兩國商議の上なれば改正するを得べく又此線路を經て外國への往復電報をも取扱ふ筈なり今支那朝鮮の各所より蒲鹽斯德線及び他の海底線等にて送り出す賃錢と右三線を經て送り出すものを比較するに前に記するが如き賃錢なる時は一語に付き左の通り低廉なる割合なり

上海廣州厦門より京城より	歐洲露國迄	六十三仙	一弗十五仙
	亞細亞露國迄	六十二仙	一弗十四仙
	歐洲亞細亞露國を除き歐洲及び米國迄	五十二仙	一弗三仙
北京より		一弗二仙	九十四仙
牛莊より		九十五仙	九十二仙
天津芝罘より		九十三仙	九十一仙
漢江より		九十一仙	九十仙
銀價下落の今日に於てすら斯くの如き減額なりとすれば實に著しき相違と云ふべし本條約は十年間有効の筈なりとぞ		四十仙	三十二仙
		三十二仙	三十仙
		二十八仙	二十八仙

○自由黨代議士總會

昨日午前九時より同黨事務所に於て代議士總會を開き板垣總理外六十餘名出席し同黨より第四議會に提出する狩獵規則取消の建議案及び撰擧干渉に關する質問書に就き協議決定し民黨各派に交渉の上提出するふとに決し正午頃一同登院せり

○醫術開業試驗問題

昨日執行の同試驗問題は左の如し

第一問　內科學　栓塞ノ種類及血栓トノ區別
第二問　急性關節僂麻質斯ノ症候及療法
第三問　眼科學　瞳孔ノ症候及療法
交感性虹彩毛樣體炎ノ原因、症候、經過、轉歸及療法
產科學　前置胎盤ノ種類及處置

○行政裁判

嬬手縣東閉伊郡撫笠村平民昆サキ幾見人昆密太郎氏より同縣知事服部一三氏に對する山林私有取拔願指令不服の行政訴訟は去月十七日行政裁判所に於て判決あり其說明判決左の如し

原告は第八號殿中に貴殿山と記載したることあり第九號殿山代金四十一兩を納め書替より殿書の下與を得たること及本件山林の私有山たるは自他名目ある等を以て本件山林所有の證憑と認め先以來貴官を爲さいるものなれば實殿書を有せざるも篤補時代の慣行及成蹟上原告の所有地たるは明瞭なりと云ふと雖も第八號殿は又第九號殿は歟代預り居候處此度調帳金四十兩差上可申候間永御預被下度旨申上願の通被仰付候最炭料木の外家作人用竹地他拂材木等取出候節書願出可申候とあれば該山林を舊藩より拂受たるものと云ふを得ず而して同藩右文詞に徵するに原告が從來藩主守なりを當時納金を爲して山林預りの事を永遠に維持し併山林は藩有なるが爲め之が願を爲したるは推定するに足るものなれば自他五箇村の者に於て原告の所有地たるを認め又原告自身に舊藩の慣行なりとして隙述する所あるも之に依りて原告の所有山林なりと認むべからず要するに原告は本件山林に關し從來山守たり一家歷ありて所有者たるの成蹟なきものなるが故に本件に對し被告が爲したる處分は不當なりと謂ふを得ず

右の理由に依り判決すること左の如し

訴訟費用は原告の負擔とす

○倫敦の日本協會

本年一月を以て第一回總會を催ふせし同會は益々會員を增し去る十月十二日に第五回の通常を開きたる席上倫敦駐在本邦領事大越氏は日本の諺及び警に付き講話したるよし

○香川縣會の特筆大書

此程の同縣會にて其議員が病院廢止說に反對し「商賣がたき云々」を述べしは廢止論者の醫師なるを嘲笑したるものなれば取も直さず縣會を蔑視したるものにて體面に關するを以て宜しく之を議事錄中に特筆大書し永遠の紀念に供すべしとの建議起りて遂に之を可決したりと

○東京感化院の成績

同院は不良少年を訓誨するの目的を以て設立したるものにして近來倍々其方法を周密にし熱心を增聘し頗る好結果を得るに至れり今其成蹟を聞くに昨年十月より本年九月に至る一ケ年間入院者廿六人、出院者十七人此中改心の効著しき者九人稍改心の者二人事故又は病氣にて出院の者六人現在の員四十四人前年に比して犯則者極めて少く院內鎭る平穩なりと云ふ

○兵式操練部の一泊行軍

芝三田慶應義塾の體育會員中兵式操練部の學生は明三日午前七時に同塾の運動場に於て勢揃へを爲し同三十分隊伍を組み小銃を擔ぎて南多摩郡二子村へ行軍し同地に於て發火演習を爲して午後歸塾し再び發火演習を執行し同地に於て發火演習を爲して午後歸塾の如く昨日午後一時より木挽町の式總會を催せしが出席者は百三十名に至る一箇年間の業務及諸勘定報告を爲し定は左の如し

收支

入

荷物運賃	三、一九七、四三六、九一五
船客運賃	六、六四一、〇六三、荷物運賃
郵便料	八、二三七、〇六三、船客運賃
郵便補給金	三、八八五、四二〇、郵便料
就航補助金	八、八〇〇、〇〇〇、郵便補給金
小以	二、七〇〇、〇〇〇、就航補助金
差引益金	三、二九四、三〇七、五五〇、小以
減價償却金	三七六、六七七、七七六、差引益金
保險積立金	二七、二四九、九一四、減價償却金
修繕積立金	一六、一一七、九四、七三九、保險積立金
役員賞與金	四〇、〇〇〇、七九、〇〇〇、修繕積立金
配當	八六〇、〇〇〇、〇〇〇、役員賞與金
（年八朱）	五、〇〇四、七三八、六〇六、配當
合計	五、〇〇四、七三八、六〇六、合計

右の報告終るや株主岩谷松平氏の方針を講じ又一には會社の擴張すべし云々依て會長之を制止し式總會を開きたるものにて例式報告に止むべき定めなれば斯る配當は寧て居るとも政府の補給なりにあらざれば之を問題と爲す能はず林友幸氏も亦定款の規定に違ひ且つは通運會社の本尊とも云ふべき發議を非難したるより同氏は然るに株主と委員撰出の事を相談したるみ且つ三十日前株主一般に通知し閉會を告ぐるや岩谷氏は再び之を問題と爲すに株主は何れも打揃つて退出するよりして其儘散會となりたり時に午後六時なりと

○通運運輸の合併破談

輸會社との合併談は久しき以來にて餘程步を進めしかど二百株の今に及びたるが運輸の大株主に肥田の兩氏が今度同株の價格上れば通運會社の方にては最早り且つは通運會社の本尊とも云ふべき合併を好まざる事情もある所よみとゝし一昨夜之を兩宮氏（通方にても到底相互の所望相合ふ併を思切り居りしふとなれば今の勢ひなるべしと云ふ

○豐肥鐵道布設運動

大道布設の運動に就て是まで目立て仕の運動に就ては政府及利子補給を請願し若し其目的を遂ぬ今回大分町の同志會は政府及縣と謀り兩縣の地方稅より補給をべく縣民の負擔に屬する莫大の業を興すふとは見合せ置かざる早速其旨を縣會議長まで申込み錢なる時は一語に付き左の通り低廉なる割合なり

○鹿兒嶋縣米質改良

同農事改良熱心家は組合會を組織し年春秋兩期に同會中より郡合入